

## 第3章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

### 3.1 環境影響評価の項目の選定

対象事業に係る環境影響評価項目は、「長野県環境影響評価技術指針」の〔様式〕影響要因－環境要素関連表を基に、「ごみ焼却処理施設環境アセスメントマニュアル」（昭和61年5月、社団法人全国都市清掃会議）及び「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月、環境省）等を参考に事業の特性及び地域の特性を考慮して選定した。選定結果は表3.1.1に示すとおりである。

#### （1）一体整備する施設の取り扱い

本事業は、新ごみ処理施設として、ごみ焼却施設に加え破砕ごみ処理施設等のごみの中間処理及び資源化に関連する施設を一体整備する計画である。このうち、ごみ焼却施設が長野県環境影響評価条例に規定する第1種事業に該当するが、一体整備する破砕ごみ処理施設等その他の施設についても、環境影響評価の予測評価の対象とする。

#### （2）複数案の取り扱い

現段階では、対象事業実施区域はA案、B案の2案があるため、環境影響評価の項目の選定にあたり、以下のように取り扱った。

##### 1) 整備する施設の種類

A案、B案で一体整備する施設の種類の異なるが（P1-14、表1.7.1参照）、施設の種類による影響要因及び環境要素の差はないため、同様に扱った。またA案では、松本市リサイクルセンター機能の一体整備を行うかどうかにより、整備する施設の種類の異なるものの（P1-14、表1.7.1参照）、影響要因及び環境要素の項目には差がないため、同様に扱った。

##### 2) 工作物の撤去・廃棄

A案では、用地の引渡し時点で既に敷地内の既存施設（（株）長野県食肉公社、松本市リサイクルセンター）が解体されている予定であるが、一部の解体が本事業に含まれる可能性がある。B案では、必須である敷地内のゲートボール場や野球場の照明施設の解体が本事業に含まれる。

このため、A案、B案はいずれも工事による影響のうち「工作物の撤去・廃棄」があるものとして同様に扱った。

